

片岸海岸河川等災害復旧事業(釜石市片岸町内)の用地取得が完了

沿岸広域振興局土木部

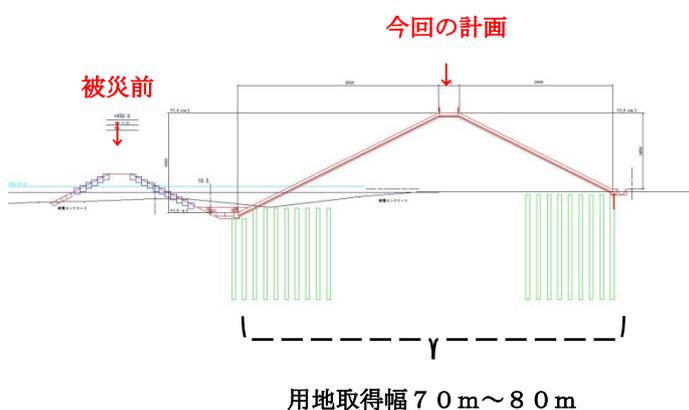
県が釜石市片岸町内で実施する「片岸海岸河川等災害復旧事業」に係る用地取得がこの度完了しました。本事業の用地取得は、復興事業に係る用地取得の迅速化における国のモデルケースとして全国から注目を集めていました。



本事業で取得を要した土地の面積は 52,099.84 m²で、そのうちの約 52%にあたる 27,024.95 m²の土地において所有者不明、相続発生、筆界未定及び根抵当権設定等の問題が発生しており、取得に時間を要することが事業開始当初から懸念されました。

平成 24 年7月、震災からの復旧・復興事業に伴う用地取得に際して生じる諸問題に対応するため、岩手復興局、盛岡地方法務局及び東北地方整備局からなる「岩手県復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会」が設置され、その中で数多くの問題を抱える本事業がモデルケースに選ばれ、様々な対応策が検討されました。

【標準断面図】



【用地懸案別数量】

	総量	内訳		総量に占める割合
		主な項目	数量	
契約件数 (件)	42	相続	12	28.6%
		(根) 抵当権	5	11.9%
		所有者不明(41名共有地)	1	2.4%
		懸案事由なし	24	57.1%
関係者数 (者)	217	相続	143	65.9%
		(根) 抵当権	9	4.1%
		所有者不明(41名共有地)	41	18.9%
		懸案事由なし	24	11.1%
筆数 (筆)	114	相続	20	17.5%
		(根) 抵当権	7	6.1%
		所有者不明(41名共有地)	31	27.2%
		懸案事由なし	56	49.1%
面積 (m ²)	52,099.84	相続	16,251.28	31.2%
		(根) 抵当権	7,052.78	13.5%
		所有者不明(41名共有地)	3,720.89	7.1%
		懸案事由なし	25,074.89	48.1%



【被災状況】
 TP+6.4mの防潮堤の延長758.3mのうち約510m（全体の約67%）が破堤。残存した箇所でも1m以上の沈下が発生。

【復旧計画】
 数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる高さを防護水準として、新たにTP+14.5mの防潮堤を整備。

平成25年4月の用地取得開始以後、土地収用制度、財産管理制度及び権利調整支援業務等を積極的に活用しながら、早期の用地取得に向けて取組みを行ってきました。

平成26年9月、相続人間で遺産分割協議が難航し、収用裁決申請を行った最後の1件についても裁決となり、10月8日をもって権利取得に至り、**震災発災から約3年半、用地取得開始から約1年半という異例のスピードで用地取得が完了しました。**

【土地収用関係の流れ】

		その1(41名共有地)	その2(相続協議難航)
平成25年	4月14日	土地収用法に定められた事業説明会を開催	
	6月28日	土地収用法による事業認定申請	
	8月19日	事業認定告示	
	12月18日	収用裁決申請	
平成26年	4月25日		収用裁決申請
	6月5日	裁決	
	8月5日	権利取得	
	9月8日		裁決
	10月8日		権利取得

土地収用制度とは？
 補償金額などで合意に至らないときや、土地の境界や相続持分について争いがあるときなど、起業者が土地を任意取得できない場合に、収用委員会の裁決により起業者が正当な補償を行うことによって、事業用地を強制的に取得することができる制度。

【その他の制度活用の流れ】

○財産管理制度関係	
(1) 相続財産管理制度	
平成25年4月25日	裁判所に対し財産管理人選任申立て
平成25年10月24日	財産管理人(弁護士)と土地売買契約締結
(2) 不在者財産管理制度	
平成26年1月7日	裁判所に対し財産管理人選任申立て
平成26年2月21日	財産管理人(司法書士)と土地売買契約締結
○権利調整支援業務	
平成25年10月29日	担当弁護士の選任申立て
平成26年5月19日	地権者全員と土地売買契約締結

財産管理制度とは？
 土地の所有者等の所在が不明な場合や相続人が明らかでない場合に、その財産を管理する者をおく制度であり、起業者は財産管理人を代理人として事業用地を取得。

権利調整支援業務とは？
 土地所有者や関係人の中で相続や土地境界等に関する協議が整わない場合、解決に向け権利者間の調整支援を行う業務を岩手弁護士会に委託したもの。

起業者は権利調整後に、権利者から事業用地を取得。

現在、仮締切工事を実施しており、本工事の受注業者も決まりました。一日も早い防潮堤の完成に向けて、工事を進めていきます。